

理事・監事並びに評議員等に対する報酬等の支給基準

(目 的)

第1条 社会福祉法人平等院福社会理事・監事並びに評議員等に対する報酬等の支給基準は、この支給基準によるものとする。

(報 酬)

第2条 理事・監事並びに評議員及び評議員選任・解任委員の報酬については支給しない。

(費用弁償)

第3条 理事等が法人業務のために出張したときは、その費用の弁償として旅費を支給することができる。

2 旅費の種類及び額は、社会福祉法人平等院福社会旅費規程を準用する。

附 則

1. この規程は、平成29年4月1日から施行する。